

議案第39号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を次のように  
改正する。

第23条第2項中「納期限までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

議案第39号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要と認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに別に定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要と認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、別に定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>